



佐織中だより

～ 多様な「幸せ」実現 ～

愛西市立佐織中学校

第29号

令和6年12月13日

(発行者) 佐古 達哉

♪ 「第3回 避難訓練」を実施しました

11月29日（金）の掃除の時間に、今年度3回目の「避難訓練」を実施しました。4月には第1回として避難経路の確認と高所避難、9月には第2回として不審者への対応、そして今回は生徒も先生方も「いつ訓練があるか分かっていない」という、実際の災害発生時になるべく状況を近付けた訓練を実施しました。

普段どおりに掃除をしようと活動場所に移動したところで始まった突然の避難指示に、戸惑ったりびっくりしたりする子も多くいたためか、これまでの2回と比べると避難場所まで移動する時に騒がしい様子も見られたようで、今回も多くの学びや課題が見つかる有意義な時間になりました。



いつかきっと訪れる「いざ」という時にも、お互いのいのちをしっかりと守れる学校であり続けられるよう、訓練から得られた多くの課題や教訓を生かして学校全体の対応力を高めるよう、今後も努めていきたいと思えます。

♪ 人とともに生きるために…

毎年12月4日から10日までは「人権週間」となっていて、学校だけでなくさまざまな場所や機会を通じて、多様な取組が行われています。

本校でも先週の水曜日に「人権集会」を実施し、改めて「人権」について考える機会を設けました。今年の「人権集会」では、相手の気持ちや立場を尊重した言葉のかけ方（アサーション）について、生徒会執行部の子たちの寸劇を交えながら考えました。



さらに先週金曜日には、津島人権擁護委員協議会の方が来校されて、「人権図書贈呈式」を開催しました。当協議会は、平成9年度から海部地区の全小中学校に「人権の桜事業」として桜の樹木を贈呈する事業をされていましたが令和2年度で当事業が完了したことを受けて、令和4年度からは人権問題について著された絵本や書物を贈呈することになり、今年度は本校に贈呈をしていただけることになりました。贈呈していただいた以下の表にある20冊の図書は、図書室に設置をして自由に生徒に読んでもらえるようにします。



「人権図書贈呈」事業 選定図書 (令和6年度選定)

中学校

No.	書籍名	著者	出版社
1	いじめのきもち	村山 士郎	童心社
2	いじめ 心の中をのぞいたら (1) 漫画 明日が来る	本山 理咲	朝日学生新聞社
3	いい人ランキング	吉野 万理子	あすなる書房
4	いじめ14歳のMessage	林 慧樹	小学館
5	完全版 いじめられている君へ いじめている君へ いじめを見ている君へ	朝日新聞社	朝日新聞出版
6	きみの存在を意識する	梨屋 アリエ	ポプラ社
7	LGBTなんでもきいてみよう 中高生が知りたいホントのところ	QWRC 訳 徳永 桂子	子どもの未来社
8	自閉症の僕が跳びはねる理由	東田直樹	エスコアール
9	ワンダー Wonder	R・Jパラシオ 訳 中井 はるの	ほるぷ出版
10	ふたりママの家で	パトリシア・ポラッコ	サウザンブックス社
11	伝記 世界の思想家から学ぶ5 差別とたたかうこと キング牧師 平塚らいてう 西光 万吉	スリーシーズン	清水書院
12	神谷美恵子 ハンセン病と歩んだ命の道程	大谷 美和子	くもん出版
13	めぐみ きつと母さんがたすけとあげる	横田 早紀恵	草思社
14	ぼくたちはなぜ学校に行くのか	石井 光太	ポプラ社
15	団地のコトリ	八東 澄子	ポプラ社
16	そらのことばが降ってくる	高柳 克弘	ポプラ社
17	いつかあなたをわすれても	桜木 柴乃	集英社
18	おばあちゃん	谷川 俊太郎	いそつぶ社
19	光にむかって サーロー節子 ノーベル平和賞のスピーチ	くさば よしみ	汐文社
20	こども六法	山崎 聡一郎	弘文堂

人権集会の中では、私から『知っている』と『できる』は大きく違う。この時間で学んだことを生かして、みんなが自分も、周りの人も大事に『できる』ようになってほしい」という話を生徒にしました。今回の人権集会や贈呈していただいた本を読んで考えたことをもとに、自分自身の日ごろの言動、そして身の回りで起きているさまざまな出来事について、改めて「人権」という視点から見つめ直し、多くの人と良い関係を築いてともに生きていけるきっかけになることを願います。ぜひご家庭でも、今の時代に合った「人権」について、話をする機会を設けていただけたらと思います。

♪「自転車」のルールについて

子どもたちが通学・移動で日常的に使用している「自転車」ですが、近年は社会全体で車両としての扱いが厳格になり、正しい交通ルールの順守が求められるようになっていきます。小学生も使用する「自転車」について、「子どもだから、多少の交通ルール違反は仕方ない」という認識でいる方もこれまでは多かったかもしれませんが、今では「子どもであっても、正しくルールを守れなければ乗ってはいけない」という扱いになっていて、特に家庭での子どもたちへの指導・ルール徹底が強く求められるようになっていきます。

そんな中、学校でも「(登下校時に)多くの子が守れていない交通ルール」についての確認と、本校の自転車通学の「ルール改正」について、子どもたちに連絡・確認をしました。年末のあわただしい時期には、特に交通事故が多くなる傾向がありますが、ぜひご家庭でも「自転車の交通ルール」について親子で確認・徹底をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

【自転車通学規定の改正について(令和7年12月6日改正)】

<旧> 雨天時は、カッパ(ベージュ・クリーム)を使用する。

<新> 雨天時は、安全面に配慮した反射板などが付いているカッパを着用する。(色の指定をなくしました)

【(登下校時に)多くの子が守れていない交通ルール】 ※ 今回学校で話をしたのは1つ目のみ

○ 横断歩道上に歩行者がいる場合は、自転車を降りて押して歩かなければいけない。横断歩道に歩行者がいない場合は、自転車で通行できる。

○ (軽車両である)自転車は、道路に設置されている「標識」を守らなければならない。

<自転車による見落としが多い標識>



<車両進入禁止>

<車両通行止め>

<一時停止>

<一方通行・指定方向外進入禁止>



ただし、標識の下に左記のような「補助標識」(自転車を除く、軽車両を除くなどの表記)がある場合は、自転車の通行は可能。

○ 自転車は車両に該当するため、原則車道を左側通行しなければならない。

(ただし、高齢者<70歳以上>、児童・幼児<13歳未満>を除く)

★ 車道の通行に危険があり一時的に歩道を自転車で走行する場合 ★

歩道はあくまでも歩行者優先のため、歩道中央から車道寄りを徐行で走行しなければいけない。

歩行者の通行を妨げてしまう場合は一時停止する必要がある。

○ 自転車で交差点を右折するときは「二段階右折」をしなければならない。

※ 右折した先で右側通行になってしまう右折方法はNG

(右図で、最も下にある横断歩道を右折して渡ってはいけない)

